

任期付研究員の採用、給与及び就業に関する内規

平成16年8月20日

独立行政法人日本貿易振興機構内規第113号

最新改正 平成31年4月1日

(目的)

第1条 この内規は、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与及び就業に関し必要な事項を定める。

(主旨)

第2条 機構は、優れた研究能力を有する国内外の研究者を期間を定めて採用し、機構の重点研究、プロジェクト研究、受託研究その他特に期間を定めて実施する調査研究（以下「重点研究等」という。）及びそれに関連する業務に従事させることにより、機構の研究業務の促進及び活性化並びに当該研究者の育成を図る。

(採用)

第3条 理事長は次の各号に掲げる場合には、選考により、任期を定めて職員（以下「任期付研究員」という。）を採用することができる。

- 一 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識を必要とする重点研究等及びそれに関連する業務に従事させる場合
- 二 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者を、当該研究分野における有為な研究者となるために必要な能力を涵養するため重点研究等及びそれに関連する業務に従事させる場合

(任期)

第4条 前条第1項第1号に定める場合における任期は、従事させようとする特定の重点研究等及びそれに関連する業務の終期を基準とし5年を超えない期間で理事長が定める。ただし、55歳に達した日以降に採用された者については、当該重点研究等及びそれに関連する業務の後継研究等が当該重点研究等及びそれに関連する業務と連続性が認められ、かつ任期を定めて採用した研究者の勤務状況及び研究業績が良好と認められる場合には、延長することができるものとする。延長する場合は1年ずつとし、任期の限度は採用日から起算し7年（特に理事長が認めて実施される研究業務に従事させる場合にあつては10年）を超えない期間とする。

2 前条第1項第2号に定める場合における任期は、従事させようとする特定の重点研究等及びそれに関連する業務の終期を基準として3年を超えない期間で理事長が定める。ただし、当該重点研究等及びそれに関連する業務の後継研究等が当該重点研究等及びそれに関連する業務と連続性が認められ、かつ任期を定めて採用した研究者の勤務状況及び研究業績が良好と認められる場合には、延長することができるものとする。延長する場合は1年ずつとし、任期の限度は採用日から起算し5年とする。

(給与の決定)

第5条 任期付研究員の給与は、個別契約による年俸制とする。

2 任期付研究員の年俸は、次の各号に定める事項を考慮し定める。

- 一 専門能力、研究経験、研究成果
- 二 有する学位
- 三 担当する研究業務等の難易度、複雑度、責任の度
- 四 機構への貢献に対する期待度
- 五 機構の研究環境によって本人が得る便益
- 六 別の機関に雇用されている場合には、機構に雇用されることによって生じる危険の補償
- 七 別の機関に雇用されている場合には、支給されている給与
- 八 機構で同等の経験、年齢を有する者が支給されている給与
- 九 他の同様の研究機関で同等の経験、年齢を有する者が支給されている給与

十 前各号に掲げるもののほか、給与の決定にあたり考慮すべきものとして特に理事長が認めたもの

3 1年を超える任期を定めて任期付研究員を採用する場合には、1年ごとに勤務成績を反映した年俸額の改定を行う。

4 個別契約の更新にあたっては、契約期間中の勤務成績を反映した年俸額とする。

(給与規程の適用除外)

第6条 任期付研究員には、職員退職手当規程(独立行政法人日本貿易振興機構規程第5号)に定める退職手当は支給しない。

(給与の減額)

第7条 任期付研究員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第9条第2項により算出した勤務1日当たりの給与額を7.75で除した額を減額した給与を支給する。

(給与の支給方法)

第8条 任期付研究員の給与の支給方法については、個別契約に定める。

(中途解約)

第9条 任期の途中で契約を解除したときの任期付研究員の給与は、解除した日までの日割計算で支払う。

2 前項の日割計算は、年俸から勤務成績を反映した給与に係る部分を控除した額について、本契約の始期と終期の間の勤務すべき日数で除して算出する。

(諸税、社会保険等)

第10条 任期付研究員の諸税及び社会保険等の取扱いについては、それぞれを定める法律に従い控除する。

(就業規則等の適用)

第11条 任期付研究員の就業については、この内規に定める場合を除き、勤務場所に従い就業規則(独立行政法人日本貿易振興機構規程第7号)又はアジア経済研究所就業規則(独立行政法人日本貿易振興機構規程第8号)又は個別契約の定めるところによる。

(人事異動)

第12条 理事長は、任期付研究員を、その任期中、当該任期付研究員が現に行う研究業務と同一の研究業務を行うことを職務内容とする職に異動させる場合その他任期を定めた採用の主旨に反しない場合に限り、異動させることができる。

附 則

この内規は平成16年8月20日から施行する。

附 則

この内規は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は平成24年2月9日から施行する。

附 則

この内規は平成25年3月27日から施行する。

附 則

この内規は平成27年1月22日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。